

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から3年3月までの期間及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月から平成元年 7 月まで
② 平成元年 12 月から 3 年 3 月まで
③ 平成 5 年 3 月

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、各申立期間とも未加入との回答を得た。A大学医学部大学院に在籍し、常勤先を有さない期間は大学の勧めで国民年金に加入し、保険料を納付していたにもかかわらず「手番無効者」として記録が抹消されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が現在所持している国民年金手帳の記号番号は、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険庁のオンラインに記録されている資格取得入力処理日から申立期間①経過後の平成2年8月ごろにB市において払い出されていることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳に初めて被保険者となった日が申立期間①経過後の平成元年12月1日と記載されている上、社会保険庁の記録も同様となっていることから、申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、社会保険庁の記録によれば、申立人の平成元年12月1日の資格取得の処理が2年8月20日に行われているほか、納付書

の作成が同月 27 日に行われていることからみて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は当時大学院生であったものの、医師として平日の夜間、土曜日及び日曜日は、病院でアルバイトをして収入を得ていたとしており、国民年金保険料を納付したとする主張に特に不自然さはみられない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は資格取得当初の申立期間②において、国民年金の強制加入被保険者とされているが、平成 3 年 1 月に申立人の手帳記号番号は取り消されており、申立人は「手番無効者」とされている。社会保険事務所では、国民年金手帳記号番号を取り消し、「手番無効者」とするケースとしては、国民年金加入期間に他の被用者年金制度である厚生年金保険又は共済組合へ加入した場合や、国外に移住し国民年金の加入義務が無くなった場合などが考えられるとしているが、申立人はいずれのケースにも該当しないことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったものと考えられる。

申立期間③について、社会保険庁の記録では、申立人は A 大学医学部で厚生年金保険被保険者資格を平成 5 年 3 月 31 日に喪失した後、C 病院で同資格を取得する同年 4 月 1 日までの 1 日（平成 5 年 3 月分）について、年金記録が無い。

しかし、申立人は、当時のいきさつについて、勤務期間を 3 月 30 日までとし、同月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失させられるのは不条理ではないかと A 大学医学部の事務員に問いただしたところ、同事務員から「これが制度だから将来に備えて国民年金にきちんと加入して納付してほしい。」と言われたことを鮮明に覚えており、同医学部においても当時対象職員には、3 月の 1 か月分について市町村役場に出向いて国民年金に加入するよう文書通知していたとしている。

また、申立人の加入手続等を任されていた申立人の妻の同期間の年金記録は、平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日にかけて、国民年金第 3 号被保険者から同第 1 号被保険者へ、また、同第 1 号被保険者から同第 3 号被保険者への切替手続が適切に行われており、第 1 号被保険者期間である 5 年 3 月の 1 か月分の保険料が適切に納付されている。

これらのことから、申立人が申立期間③において、国民年金第 1 号被保険者資格を取得しておらず、国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 12 月から 3 年 3 月までの期間及び 5 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日、資格喪失日に係る記録を39年9月1日とし、標準報酬月額を37年4月から38年9月までは1万2,000円、38年10月から39年8月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から39年9月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社に正社員の営業職として勤務しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚の供述及びA社を退職した後に勤務した事業所の職員履歴カード等から、申立人が申立期間において同社に営業職として勤務していたことが確認できる。

また、A社では、「保存期間経過により関係書類は廃棄され、詳細な状況は不明であるが、申立期間当時、当社ではすべての従業員を正社員として採用し、速やかに厚生年金保険に加入させていたはずである。」と回答している。

事実、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が申立期間当時、同じ営業職として勤務していた同僚として氏名を挙げた者には、いずれも同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が供述している同社の申立期間当時の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数は概ね一致おり、「全ての社

員を厚生年金保険に加入させていたはずである。」との同社の回答内容とも合致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人と同じ営業職として勤務していた同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、昭和37年4月から38年9月までは1万2,000円、38年10月から39年8月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月から39年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成15年4月30日となっている旨の回答を得た。同社が経営していたホテルBで13年8月1日から15年4月30日まで勤務しており、同年4月分の厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の被保険者記録、現在ホテルBを運営しているC社から提供を受けた申立人の平成15年4月分のタイムカード及び申立人が所持している同月分の給与明細書により、申立人が13年8月1日から15年4月30日までA社に勤務し、15年4月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額及び同社における平成15年3月の社会保険庁の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社に、申立人が平成15年4月30日に資格喪失したとする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書が保管されていることから、A社の事業主が同日

を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月及び56年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年3月
② 昭和56年1月

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、各申立期間について未加入との回答を得た。申立期間①については、A市役所を退職した後すぐに国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間②については、会社を退職し、B市からA市に住所変更の手続をした際、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。

各申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が現在所持する国民年金手帳の記号番号は、各申立期間経過後の平成元年4月ごろにA市において払い出されていることが確認できる。

また、同手帳に初めて被保険者となった日が平成元年4月1日と記録され、同記録は、社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、各申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の年金手帳を受け取った記憶は無いとしており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の保険料額は、8,000円から8,600円ぐらいであったと記憶しているが、これは申立人が初めて被保険者となった記録が確認できる平成元年度の保険料額(8,000円)とほぼ一致しており、申立期間の保険料額(3,300円又は3,770円)とは、異なっている。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年6月までの期間及び49年6月から50年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年6月まで
② 昭和49年6月から50年8月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。申立期間①は母が、②は前妻が国民年金の加入手続を行い、それぞれ保険料を納付してくれていたと思う。未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から各申立期間経過後の昭和52年2月下旬ごろにA市において払い出されていることが確認できる。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和52年2月25日に行った届出により、B社で取得していた厚生年金保険被保険者の資格を喪失した51年8月16日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳にも初めて被保険者となった日が各申立期間経過後の51年8月16日と記載されており、これら記録における申立人の資格取得日は一致しており、各申立期間は未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①について、母が納税組合で保険料を納付していたように思うとしているが、当時居住していたC町（現在は、D町）に保管されている国民年金被保険者名簿に申立人の名前は無く、同町が納税組合に対し、未加入となっている申立人の集金依頼を行った

とは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間②について、婚姻の3、4年前から同居していた申立人の前妻がA市で国民年金加入手続及び保険料納付をしてくれたと思うとしているが、申立人の前妻との婚姻日は昭和57年10月1*日であること、及び申立期間②当時においても、申立人の住所地はC町であったことから、申立内容と整合せず、申立人の前妻の保険料納付等への関与は考え難い。

その上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないほか、加入手続等を行ってくれていたとする申立人の母は既に死亡しているため、詳細が不明である。

このほか、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。